

予防保全型のインフラ老朽化対策の取組状況

令和3年11月15日

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)

個別施設計画の策定状況

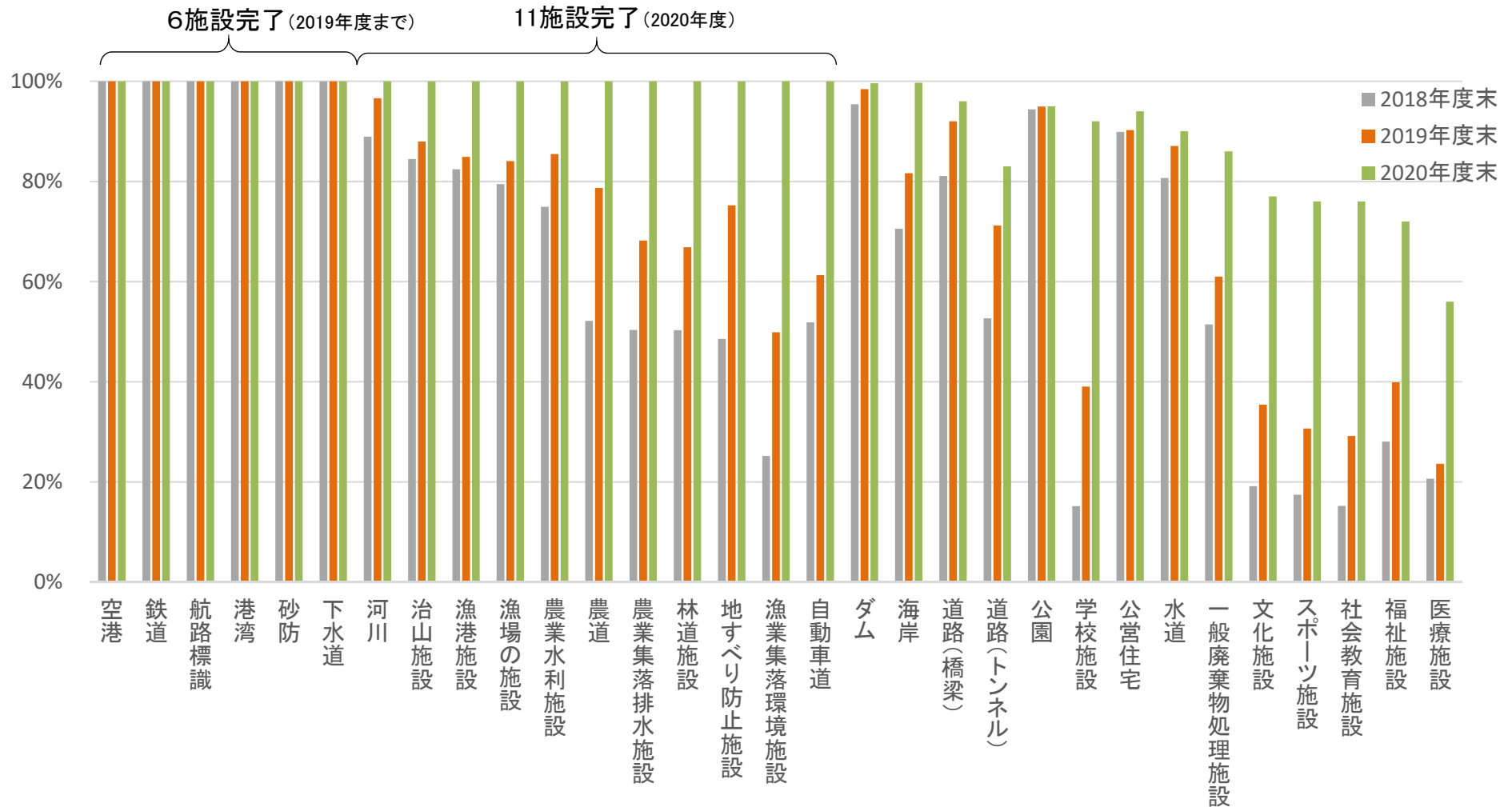
【工程表における目標】

個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%

【現状】

17施設で策定完了。

(一部、コロナの影響や施設の複合化等を合わせて検討していること等により、策定が遅れている。)



個別施設計画の見える化①

【工程表における目標】

2020年度末までに個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表を公表

※見える化の内容としては、原則、①施設数、施設の老朽化状況(②供用年数、③健全性)、④計画の策定年度・⑤公表の有無・⑥計画期間、⑦維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断

【現状】

所管省		見える化の内容							備考
		施設数	供用年数	健全性	計画策定年度	公表の有無	計画期間	維持管理更新の方針	
文部科学省	文化施設	○	○	×	○	○	○	○	⑦は、修繕・建替え・複合化・統廃合・維持管理・更新に係るトータルコスト・対策費用が記載されている。
	社会体育施設	○	○	×	○	○	○	○	
	社会教育施設	○	○	×	○	○	○	○	
	学校施設	○	○	×	○	○	○	○	
厚生労働省	水道	×	×	○	○	×	○	×	①、②等の項目は順次、内容を充実化予定。③はアセットマネジメント実施状況(更新・財政収支見直し)については記載あり。
	医療施設	○	×	×	○	○	○	○	⑦は、施設の現状・修繕等の基本的な方針・目標使用年度・修繕等の優先順位付け・点検・診断の実施計画・実施計画の運用方針について計画への記載の有無(%)が記載されている。
	福祉施設	○	×	×	○	○	○	○	
農林水産省	農業水利施設	○	○	○	○	○	○	○	⑦は、更新・補修補強・廃止・機能転換・未定・対策費用・措置の進め方が記載されている。
	農道	○	○	○	○	○	○	○	
	地すべり防止施設	○	○	○	○	○	○	○	
	農業集落排水施設	○	○	○	○	○	○	○	
	治山施設	○	×	×	×	×	×	×	計画の策定完了数・策定率については記載
	林道施設	○	×	×	×	×	×	×	治山施設は、市町村の該当なし ※2021年度末目途に更新予定
	漁港施設	○	○	○	○	○	○	○	⑦は、更新・補修補強・廃止・機能転換・未定・対策費用・措置の進め方が記載されている。
	漁場の施設	○	○	○	○	○	○	○	
漁業集落環境施設	○	○	○	○	○	○	○		

個別施設計画の見える化②

(続き)

所管省		見える化の内容							備考
		施設数	供用年数	健全性	計画策定年度	公表の有無	計画期間	維持管理更新の方針	
国土交通省	空港	○	○	○	○	○	○	○	全部門一覧表は共通している。 ⑦は、更新・補修補強・廃止・機能転換・未定・対策費用・措置の進め方が記載されている。 ※海岸：国交省所管、農水・国交所管施設 ※道路は、このほかシェッド・横断歩道橋・大型カルバート・門型橋梁も公表済み
	港湾	○	○	○	○	○	○	○	
	砂防	○	○	○	○	○	○	○	
	下水道 (管路,施設)	○	○	○	○	○	○	○	
	ダム	○	○	○	○	○	○	○	
	公園	○	○	×	○	○	○	×	
	公営住宅	○	○	○	○	○	○	○	
	河川	○	○	○	○	○	○	○	
	海岸	○	○	○	○	○	○	○	
	道路 (橋梁)	○	○	○	○	○	○	○	
	道路 (トンネル)	○	○	○	○	○	○	○	
環境省	一般廃棄物処理施設	○	×	×	×	×	×	×	市町村ごとの見える化は施設数のみ 都道府県別の見える化は対象施設について、個別施設計画で検討・記載していると回答のあった施設の割合を記載

※健全性とは、施設の老朽化状況を緊急度ごとに分別し、該当施設数を記載している。
 ※公表の有無とは、地方自治体が個別施設計画を公表しているか否かについて記載されているもの。

インフラ長寿命化計画の見直し

【工程表における目標】 2020年度中にインフラ長寿命化計画を見直し

【現状】 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省：公表済み

個別施設計画の内容の標準化(バラつき解消)に向けて①

- ・現在、総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(R3.1.26)に基づき、各地方公共団体において「公共施設等総合管理計画」の見直しを実施中。
- ・本通知において、総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項(「必須事項」「記載が望ましい事項」「団体の状況に応じて記載する事項」)が定められているところ。
- ・今後、個別施設計画の内容の標準化の促進に向けた具体的な方法を整理する。

＜通知における「記載すべき事項」＞

必須事項	①基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定年度及び改訂年度 ・計画期間 ・施設保有量 ・現状や課題に関する基本認識 ・過去に行った対策の実績 ・施設保有量の推移 ・有形固定資産減価償却率の推移
	②維持管理・更新等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・現在要している維持管理経費 ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み ・長寿命化対策を反映した場合の見込み ・対策の効果額 ※見込みについては、少なくとも10年程度の期間
	③公共施設等の管理に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止)に係る方針 ・全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

出典：総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(R3.1.26)

個別施設計画の内容の標準化(バラつき解消)に向けて②

(続き)

＜通知における「記載すべき事項」＞

記載が望ましい事項	①数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間における公共施設の数、延べ床面積等に関する目標 ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等
	②施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の施設や施設類型をまたいだ優先順位や整備方針の検討に資する計画であることを踏まえ、盛り込むことが望ましい
	③地方公会計(固定資産台帳)の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について盛り込むことが望ましい
	④保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用や売却等を行うことは、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に資することから、盛り込むことが望ましい
団体の状況に応じて記載する事項	①広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、複数団体の連携による取組も積極的に推進することが重要であり、必要に応じ、広域連携の取組について盛り込むことが望ましい
	②地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることは重要であり、その団体の実情に応じて、盛り込むことが望ましい

出典：総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(R3.1.26)

維持管理・更新費見通しの公表①

【工程表における目標】

効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%

【現状】

所管省	対象施設	将来見通し	事後保全 ①	予防保全等 の対策 ②	予防保全等の対 策による効率化 の効果 ((②-①)/①)
文部科 学省	①公立小中学校の非 木造の校舎・屋内運 動場・寄宿舎	30年間平均(2012～2042年度)	約1.3兆円	約1.0兆円	▲23%
	②スポーツ施設 (建築物(体育館、屋 内プール等))	30年間平均(2021～2050年度)	約0.4兆円	約0.3兆円	▲27%
	③社会教育施設 (公民館、図書館)	30年間平均(2021～2050年度)	約0.32兆円	約0.24兆円	▲26%
	④社会教育施設 (博物館)	30年間平均(2022～2051年度)	約0.22兆円	約0.15兆円	▲32%
	⑤文化施設	30年間平均(2022～2051年度)	約8.2兆円	約5.1兆円	▲37%
厚生労 働省	水道施設	30年間平均(2018～2047年度)	約2.0兆円	約1.3兆円	▲33%
	医療施設	30年間平均(2025～2050年度)	約0.58兆円	約0.42兆円	▲27%
	福祉施設	コロナ等の影響により、作業が遅延。			

維持管理・更新費見通しの公表②

(続き)

所管省	対象施設	将来見通し	事後保全 (①)	予防保全等の 対策 (②)	予防保全等の対 策による効率化の 効果 (②-①)÷①
農林水 産省	①農業水利施設、農道、農業集落排水施設、地すべり防止施設、海岸保全施設	30年間平均(2021～2050年度) ＜30年後(2050年度)＞	約1.4兆円 ＜約1.7兆円＞	約1.0兆円 ＜約1.0兆円＞	▲31% ＜▲41%＞
	②治山施設、林道施設	30年間平均(2021～2050年度) ＜30年後(2050年度)＞	約0.0051兆円 ＜約0.0055兆円＞	約0.0039兆円 ＜約0.0038兆円＞	▲24% ＜▲30%＞
	③漁港施設、漁場の施設、漁業集落排水施設、海岸保全施設	30年間平均(2021～2050年度) ＜30年後(2050年度)＞	約0.22兆円 ＜約0.26兆円＞	約0.12兆円 ＜約0.13兆円＞	▲47% ＜▲49%＞
国土交 通省	道路、河川等、下水道、港湾、空港、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設	30年間平均(2019～2048年度) ＜30年後(2048年度)＞	約9.5兆円 ＜約12.3兆円＞	約6.5兆円 ＜約6.5兆円＞	▲32% ＜▲47%＞
環境省	一般廃棄物処理施設	10年間平均(2020～2029年度)	約0.75兆円	約0.69兆円	▲8%

(注)※各省推計について

文部科学省：①2015年公表。「事後保全」の推計は、築50年で全て改築、築25年で6割が大規模改修(全面)、4割が一部改修(保有面積は30年間で15%減少)した場合。「予防保全等の対策」の推計は、築50年で2割が改築、8割が長寿命化改修、長寿命化改修したものは築75年で改築した場合。(このほか、支出規模を過去10年より抑える場合の推計として、保有面積は30年間で約35%減少、築50年で全て長寿命化改修、その後、築80年で改築、改築・改修単価は「事後保全」の8割と仮定し、将来見通し0.7兆円/年との結果もある)

②2021.3公表。「事後保全」の推計は、建設後25年目に大規模改修、建設後50年目に更新(改築)をした場合。「予防保全等の対策」の推計は、建設後20年及び60年目に大規模改修、建設後40年目に長寿命化改修、建設後80年目に更新(改築)をした場合。

③2021.3公表。推計の考え方は②と同じ。

④、⑤2021.7公表。推計の考え方は②と同じ。

厚生労働省(水道)：2020.3及び2021.3公表。管路及び浄水施設等の合計値。「事後保全」は、単純更新を行った場合、「予防保全等の対策」は、複数の条件での推計が行われているが、ここでは、将来の水需要に応じて、浄水施設のダウンサイジングや統廃合を行うとともに、管路の材質等を踏まえ更新時期の見直し(実耐用年数を40年から80年に段階的に延長)を行った場合の推計を掲載。

農林水産省：2021.3公表。一定の仮定をおいたうえでの推計値であり、今後の長寿命化対策に関する新技術開発や日本の人口推移などの社会状況等の変化により増減する。

国土交通省：2018.11公表。点検・修繕・更新等を行う場合に対象となる構造物の立地条件や施工時の条件等により、施工単価が異なるため、この単価の変動幅を考慮し、推計値は幅を持った値として算出されているが、ここでは上限側を掲載。

環境省：2020.9公表。「事後保全」の推計においては、個別施設計画が2018年以降策定されず、計画に基づく延命化工事が行われない(更新工事のみ行う)場合の試算、「予防保全等の対策」の推計においては、個別施設計画が2020年までに全て策定され、全ての施設で計画に基づく延命化工事が行われる場合の試算。

※各省庁において、平均値での公表をしていない場合でも、内閣府においてこれを単純平均して単年当たりの費用を提示している。

※「予防保全等の対策による効率化の効果」は、各推計結果の四捨五入の関係で((②-①)/①)と一致しない場合がある。

各都道府県財政担当部長
各都道府県公共施設マネジメント担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市公共施設マネジメント担当局長

} 御中

総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての
留意事項について

公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、令和2年3月31日時点で、全地方公共団体の99.9%にあたる1786団体において策定済みとなり、また、個別施設計画についても、令和2年10月13日に開催されたインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会において、令和2年度末には、ほとんどの施設類型で8割以上の策定率となる見込みとの調査結果が示されました。

このような中、具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」（令和元年6月21日閣議決定）等も踏まえつつ、令和3年度中に個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うことが重要です。

総務省としても、これまで、公共施設等総合管理計画に関し、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日付け総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知（平成30年2月27日付け総財務第28号同課長通知により改訂）。以下「指針」という。）、同日付け事務連絡「公共施設等総合管理計画の更なる推進のための留意点について」（以下「平成30年2月通知」という。）、同年4月25日付け事務連絡「公共施設等の適正管理の更なる推進について」（以下「平成30年4月通知」という。）などにより、見直しに当たっての留意点等についてお示ししてきたところですが、今般、総合管理計画の見直しに際し、記載事項の考え方等について、改めて周知いたします。

貴団体におかれては、本通知の趣旨を十分御理解いただくとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨を周知いただくようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

記

第一 総合管理計画の見直しについて

一 総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方

これまでも総合管理計画については、指針等において、「総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当である」としているところであるが、その策定を要請してきた平成26年度から平成28年度以降、一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に、総合管理計画の見直しを行うこと。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。

二 総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

総合管理計画の記載事項については、これまでも指針等によりお示ししてきたところであるが、改めて、見直しに当たっての考え方について、以下のとおりお示しするので、ご留意いただきたい。（カッコ内は指針等における該当箇所）

なお、以下に示す事項以外の事項についても、指針等も踏まえつつ、各団体の判断により、公共施設マネジメントの推進に必要な事項を記載すること。

1 必須事項

① 基本的事項

以下の事項は、総合管理計画の基本的な構成要素であるため、盛り込む必要があること。

- ・ 計画策定年度及び改訂年度
- ・ 計画期間（指針P.2 第一 二（1））
- ・ 施設保有量（指針P.2 第一 一（1））
- ・ 現状や課題に関する基本認識（指針P.2 第一 二（3））
- ・ 過去に行った対策の実績

- ・ 施設保有量の推移
- ・ 有形固定資産減価償却率の推移（指針P. 7 第三 六）

② 維持管理・更新等に係る経費（指針P. 2 第一 一（3）、平成30年4月通知）

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

- ・ 現在要している維持管理経費
- ・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・ 対策の効果額

※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- ・ 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針（指針P. 2～4 第一 二（4））
- ・ 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針（指針P. 2 第一 二（2）、P. 4 第一 二（5））

2 記載が望ましい事項

① 数値目標（指針P. 4、5 第二 三、平成30年4月通知 第一 二 2）

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等の評価に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

- ・ 計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標
- ・ トータルコストの縮減・平準化に関する目標 等

② 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（指針P. 4 第一 三）

この事項は、総合管理計画が、個々の施設や施設類型（道路、学校、病院等）をまたいだ優先順位や整備方針の検討に資する計画であることを踏まえ、盛り込むことが望ましいこと。

③ 地方公会計（固定資産台帳）の活用（指針P. 7 第三 六）

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となるものであり、その活用の考え方について

盛り込むことが望ましいこと。なお、地方公会計の情報の適切な活用のためには、毎年度、決算年度の翌年度末までに固定資産台帳及び財務書類を作成・更新することが適当であること。

④ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

この事項は、用途廃止された資産や売却可能資産等について、効率的な運用や売却等を行うことは、資産利用の最適化及び将来の維持管理等に係る負担の軽減に資することから、盛り込むことが望ましいこと。

3 団体の状況に応じて記載する事項

① 広域連携（指針P.5 第二 六）

団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、複数団体の連携による取組も積極的に推進することが重要であり、必要に応じ、広域連携の取組について盛り込むことが望ましいこと。なお、令和2年度から、公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業について、複数団体が連携して実施する取組における実施主体を拡充していること。

② 地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

都市計画等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることは重要であり、その団体の実情に応じて、盛り込むことが望ましいこと。

第二 その他

総合管理計画の見直しの検討に当たっては、以下の点についても留意されたいこと。

一 総合管理計画の見直しに係る財政措置

令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））について、特別交付税措置を講じたこととしたこと。

二 「地方団体の経営・財務マネジメント強化事業」の創設

令和2年12月24日総財公第147号、総財務第124号「地方団体の『経営・財務マネジメント強化事業』の創設について（周知）」のとおり、来年度より、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じ、総合管理計画の見直しも含めた政策テーマについて、アドバイザーを派遣する事業を創設することとしたところであるため、活用いただきたいこと。

三 公共施設等適正管理推進事業債の今後のあり方

令和3年度までを事業期間とする公共施設等適正管理推進事業債の令和4年度以降のあり方については、地方公共団体における総合管理計画の見直し状況等も踏まえつつ、検討する予定であること。

なお、令和3年度までに建設工事に着手した事業については、令和4年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずることとしたこと。